

議案第14号

関西広域連合規約の変更に関する協議について

次のとおり関西広域連合規約の一部を変更することに関し協議することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

関西広域連合規約の一部を改正する規約（案）

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第2条及び別表中「大阪市及び堺市」を「京都市、大阪市、堺市及び神戸市」に改める。

附 則

この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。